

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「世界に通用するAIの力によって 経理DX、正確で早い会計、および 戦略経理を実現し、お客様の幸せと社会の発展に貢献します。」をミッションとして、会計分野に特化したAIソリューション事業(経理AI事業)を提供しております。会計は企業の経済活動の根幹であり、当社はそのような社会インフラを継続的に担っていくために、持続的な収益の拡大による事業の安定と各ステークホルダーから信頼を得ることが重要であると考えております。

当社は、持続的な収益の拡大と、ステークホルダーの皆様からの信頼を両立していくためにはコーポレート・ガバナンスの強化が必須であると考え、取締役会において定めた「内部統制システムに関する基本方針」に基づき内部統制システムを構築し運用の徹底を図るなど、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森 啓太郎	1,292,600	24.51
株式会社Space Investment	1,200,000	22.75
DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE ALL STAR SAAS FUND PTE.LTD.	260,000	4.93
株式会社日本カストディ銀行(信託口、信託B口)	253,600	4.81
株式会社マイナビ	250,000	4.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	200,800	3.81
津村 陽介	150,000	2.84
古川 良太	77,000	1.46
楽天証券株式会社	75,800	1.44
小嶋 勇志	69,000	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

株式会社日本カストディ銀行については、信託口、信託B口の所有株式数を合算して記載しており、その内訳は信託口214,600株、信託B口39,000株であります。

株式会社Space Investmentは、当社代表取締役社長である森啓太郎の資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
牧野 正幸	他の会社の出身者												
石関 加代子	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
牧野 正幸		同氏は、2023年3月より、当社とアドバイザリー契約を締結している有限会社e-KNOCK CORPORATIONの代表取締役ですが、その額は少額です。また、同契約は2024年3月26日をもって終了しており、独立性に問題はないものと判断しております。	同氏は、株式会社ワークスアプリケーションズにおける経営者としての豊富な経験と高い見識から、社外取締役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、社外取締役に選任しております。 同氏は、上記hに該当しますが、左記のとおり一般株主と利益相反が生じる恐れはないことから、独立役員として指定しております。
石関 加代子			同氏は、ソニーグループ及びユニ・チャーム株式会社における経理のスペシャリストとしての豊富な経験と高い見識から、社外取締役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、社外取締役に選任しております。 同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役会、会計監査人及び内部監査責任者からなる三様監査連絡会を開催しております。三様監査連絡会では、監査役会、会計監査人及び内部監査責任者より監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を行い、相互に情報及び意見の交換を実施し連携を図っております。なお、内部監査責任者は、主に会計に関する事項及び内部牽制に関する事項について、監査法人との意見交換の場を設け、監査法人の見解を聴取するとともに必要に応じて意見を申し述べ、緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
作野 勝英	他の会社の出身者													
安本 隆晴	公認会計士													
大濱 正裕	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
作野 勝英		-	同氏は、株式会社ビジネスオリコにおいて取締役としてマネジメント業務に精通し、かつ上場会社である富士ソフトサービスビューロ株式会社において常勤監査役として業務経験を有し、高い見識を獲得しております。これらの豊富な経験と高い見識から、社外監査役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、社外監査役に選任しております。 同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として指定し、届け出ております。
安本 隆晴		-	同氏は公認会計士であり、監査法人における長年の業務経験や、財務及び会計に関する高度な知見並びに上場会社やベンチャー企業の社外監査役としての幅広い見識を有しております。これらの豊富な経験と高い見識を活かし、独立した立場から経営監視及び有用な助言をいただけるものと判断し、監査役に選任しております。 同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として指定し、届け出ております。
大濱 正裕		-	同氏は弁護士資格を有しており、法律事務所における長年の業務経験や、企業法務に関する高度な知見並びに上場会社やベンチャー企業の社外監査役としての幅広い見識を有しております。これらの豊富な経験と高い見識を活かし、独立した立場から経営監視及び有用な助言をいただけるものと判断し、監査役に選任しております。 同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として指定し、届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5名
-------------------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格をみたます社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

役職員の当社に対する経営参画意識を高め、業績拡大及び企業価値向上へのインセンティブを一層高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、その他
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、無償のストックオプションを発行しております。なお、社外取締役及び社外監査役については、職務執行の監督や監査のほかに、会社経営に対する助言・指導機能を発揮することを期待していることから、付与の対象としております。

また、現在及び将来の役職員に対しても同様にインセンティブを付与する目的で、2020年6月3日付で「時価発行新株予約権信託」を設定しております。ストックオプションの付与対象者における「その他」は、当該時価発行新株予約権信託の受託者である税理士安田信彦を指したものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしてありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等については固定報酬を基本としており、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、代表取締役社長森啓太郎が、各取締役の職責や業務執行状況及び会社業績や経済状況等を勘案して原案を作成し、取締役会の決議により毎期、更新・決定しております。取締役の報酬限度額は、2017年1月23日開催の第1回定時株主総会において年額200万円以内(使用人兼務役員の使用人給与は含まない。)とし、その配分方法は代表取締役社長に委任する旨が決議され、取締役会設置会社に移行した同年11月24日に改めて、限度額はそのままに配分方法は取締役会に委任する旨の株主総会決議がなされております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対しては、取締役会の議題を原則として1週間前までに取締役CFOより通知し、資料を事前配布して社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

特に、社外取締役(社外監査役)の当社に対する事業理解を深めるため、AIやITに関連する事項については、必要に応じて他の役職員が専門的な見地から補足説明するとともに、取締役会において当社新サービス等の説明やデモンストレーションを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

取締役会は、原則として月1回開催し、必要に応じて臨時でも開催しております。取締役会は、代表取締役社長 森啓太郎が議長を務め、取締役CFO 津村陽介、取締役CTO 葛鴻鵬、取締役CRO 中園直幸、取締役CCO 高塚佳秀、社外取締役 牧野正幸及び石関加代子の7名で構成されております。取締役会は、経営上の意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。

(b) 監査役及び監査役会

監査役は、取締役会へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、各取締役への定期的なヒアリング、稟議書、契約書等の重要決裁書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、原則として月1回開催し、必要に応じて臨時でも開催しております。監査役会は、常勤の社外監査役 作野勝英が議長を務め、社外監査役 安本隆晴、社外監査役 大濱正裕の3名で構成されております。監査役会は、監査計画の策定、監査実施状況及び結果の検討並びに監査役相互に情報共有を行っております。また会計監査人及び内部監査人と定期的な意見交換を実施し、監査方針・監査計画並びに決算に関する監査結果について説明を受けるほか、個々の監査要点に対して懸案事項が生じた場合は、都度意見交換を行っております。

(c) 会計監査人

当社は、会計監査人としてPwC 京都監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人)を選任しており、適時適切な監査がなされています。なお、PwC 京都監査法人は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人と合併し、同日付でPwC Japan有限責任監査法人に名称を変更しております。

(d) 経営会議

経営会議は、原則として週1回開催し、必要に応じて臨時でも開催しております。経営会議は、常勤取締役で構成され、常勤監査役も出席しております。経営会議では、取締役会において決定した方針に基づく事業の具体的な運営に関する事項の決定や、取締役会の付議議案に関する事項の協議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

重要な事項や方針の決定については社外役員が存在する取締役会において行い、取締役会決議の範囲内の業務執行については経営会議において協議・決定する体制をとること、これらの会議体に監査役が出席することにより、経営の機動性を確保しながら社外取締役の関与を通じた意思決定の透明性の確保と、監査役監査の実効性を確保しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主への配慮として、可能な限り招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は12月であり定時株主総会は3月の開催となりますが、可能な限り集中日を回避するよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加について、今後の課題として検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	株主数や分散状況に応じ、株主総会の各議案について英訳版を用意し、外国籍の株主へ配信することを検討してまいります。
その他	-

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIR専用ページを作成し、当該ページにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に決算説明動画を配信しているほか、個人投資家向けの説明会を開催し、決算内容及び今後の事業戦略について説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に決算説明動画を配信しているほか、機関投資家とのミーティングを実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家より要請があった場合には、面談により決算説明を実施しているほか、決算説明資料を英訳して当社IR専用ページに掲載しております。今後は、海外投資家の投資状況等を勘案し、海外投資家向けにオンライン等で説明会を定期的を開催することを検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専用ページを作成し、当該ページにおいて有価証券報告書、適時開示書類、IRニュースなどを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理統括部を担当部署としており、IR活動の推進責任者は取締役CFO津村陽介であります。	
その他	-	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーに対し、適時、投資判断に必要な正確な企業情報を継続的に開示し、ステークホルダーとの信頼関係を構築し、経営の透明性を高めるとともに、当社の企業価値が適正に評価されるように努めることを方針としております。当該方針の達成のため、当社は情報開示規程、適時開示マニュアル及びフェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアルを制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IR専用ページ、決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対して適時・適切な情報開示を実現してまいります。
その他	当社では、多様性の確保が事業成長に重要であるとの認識のもと、性別や国籍にかかわらず幅広い人材の採用ならびに経営の中核となる役職への登用に努めております。現在、当社では、役員のうち1名が外国籍、1名が女性であり、正社員については14%が外国籍、30%が女性となっており、国籍や性別に関係なく登用の機会を設けられているものと考えています。当社としては、今後も更なる多様性の確保を推進していく考えであります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2021年6月16日取締役会決議により「内部統制システムの基本方針」を定め、当該方針に基づいた運営を行っております。「内部統制システムの基本方針」の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、法令・定款の遵守はもとより社会規範を尊重し、公正で適切な経営を目指し、当社の経営理念であるミッションと行動基準となるバリューを定めるとともに、全社に周知・徹底する。
 - (b) コンプライアンス規程及びマニュアルを制定し、取締役会においてコンプライアンス推進に関する審議を行うとともに、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - (c) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応するとともに、通報者に不利益が無いことを確保するものとする。
 - (d) 当社は、健全な会社経営のため反社会的勢力との一切の関係を遮断し、また不当な要求はいかなる場合もこれを拒絶する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令、文書管理規程及び情報セキュリティ規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

- (b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理する体制を構築する。
- (b) 経営会議において、定期的にリスク管理について審議し、事業活動における各種リスクの防止及び損失の最小化を図る。
- (c) 緊急事態発生時には、臨時経営会議を開催して情報の収集を行い、社内外への適切な情報伝達を含め、当該緊急事態に対して適切かつ迅速に対処するとともに、取締役会に報告するものとする。
4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (b) その他経営に関する重要事項を協議または決議する機関として経営会議を設置する。
- (c) 取締役会は、中期経営計画を決議し、管理統括部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (d) 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (e) 内部監査責任者は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役の求めに応じて、当社の使用人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (b) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
- (c) 当該使用人の人事異動については、監査役の同意を得るものとする。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- (c) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに管理統括部及び担当役員に報告し、管理統括部は監査役に報告する。
7. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、代表取締役と随時意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (b) 監査役は、監査法人及び内部監査責任者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (c) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- (d) 監査役の職務の執行について生ずる費用について、監査役からその前払又は償還を求められたときには、職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、当社は遅滞なくこれに応じることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、(社)日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章 実行の手引き」及び2007年6月犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおける「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本理念として尊重しております。

反社会的勢力排除に向けた体制運用については反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力調査マニュアルにおいて定めており、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。反社会的勢力に対する業務を所管する部署は管理統括部とし、不当要求等に対する速やかな通報や外部専門機関への相談など行っております。また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

外部組織との連携に関しては、2019年8月に全国暴力追放運動推進センター及び愛宕地区特殊暴力防止協議会に加入し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めています。また、当社における不当要求防止責任者として管理統括部長を選任して所轄の警察署に届出を行い、警察とも連携できる体制を構築しております。

その他

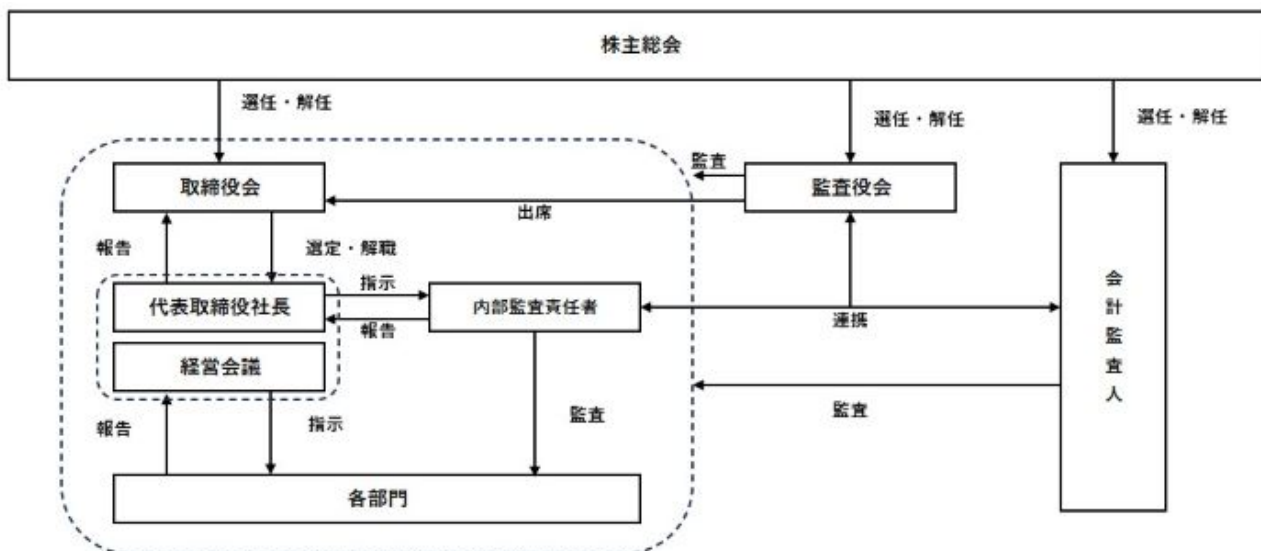
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

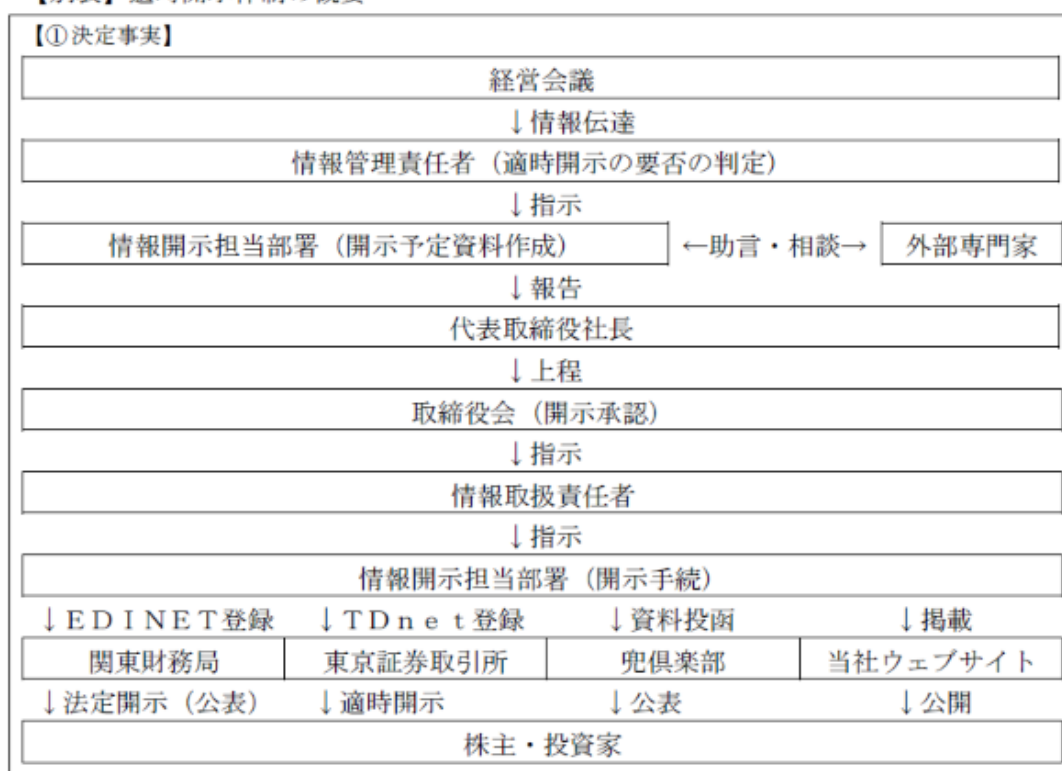
なし

該当項目に関する補足説明

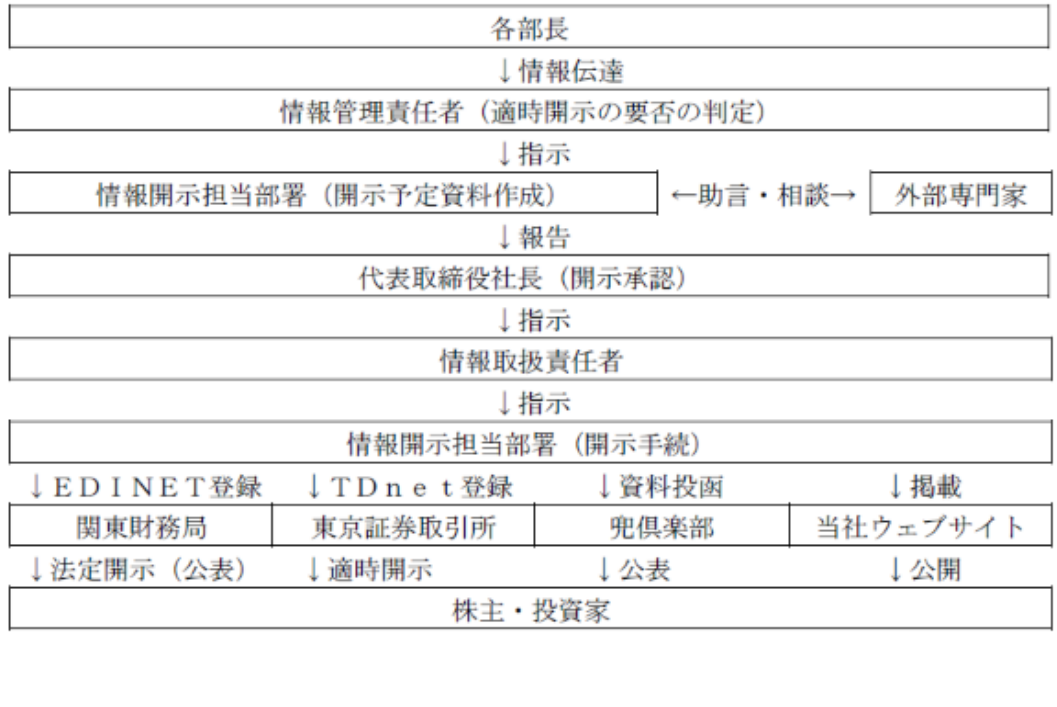
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【別表】適時開示体制の概要



【② 発生事実】



【③ 決算情報】

